

神戸市区明るい選挙推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 本市の区に神戸市区明るい選挙推進協議会（以下「区協議会」という。）を次のとおり設置する。

区	区協議会の名称
東灘区	神戸市東灘区明るい選挙推進協議会
灘区	神戸市灘区明るい選挙推進協議会
中央区	神戸市中央区明るい選挙推進協議会
兵庫区	神戸市兵庫区明るい選挙推進協議会
北区	神戸市北区明るい選挙推進協議会
長田区	神戸市長田区明るい選挙推進協議会
須磨区	神戸市須磨区明るい選挙推進協議会
垂水区	神戸市垂水区明るい選挙推進協議会
西区	神戸市西区明るい選挙推進協議会

(目 的)

第2条 区協議会は、区内における明るい選挙の推進機関として、啓発を効果的かつ円滑に推進することをもって目的とする。

(組 織)

第3条 区協議会は、50人以内の推進委員をもって組織する。

2 区協議会のもとに100人以内の実行委員を置く。

(推進委員等の委嘱)

第4条 推進委員は、区内における真に明るい選挙の推進に理解をもちかつ積極的に啓発に協力する人及び神戸市区選挙管理委員に区選挙管理委員会が委嘱する。

2 実行委員は、区内における真に明るい選挙の推進に理解をもちかつ積極的に啓発に実践できる人に区協議会が委嘱する。

3 推進委員及び実行委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業の内容)

第5条 区協議会は、次の事業を行う。

(1) 各種啓発活動の企画及び実施

- (2) 話しあいの推進
 - (3) 啓発に関する調査及び研究
 - (4) 市協議会が企画する啓発事業への協力
 - (5) その他必要な啓発活動
- 2 実行委員は、区協議会の指導のもとに、次の活動を行う。
- (1) 話しあいの実施及び助言
 - (2) 街頭での啓発宣伝
 - (3) 啓発紙の配布、アンケート調査等広報広聴活動の推進
 - (4) 市・区協議会が実施する研修会等への積極的参加
 - (5) その他啓発活動の実践

(会長及び副会長)

第6条 区協議会に会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は、推進委員の互選によって定める。
- 3 会長は、区協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(区協議会の開催)

第7条 区協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて実行委員を招集する。

(庶務)

第8条 区協議会の庶務は、区選挙管理委員会事務局において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、区協議会に関し必要な事項は、市協議会が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

施行の際、現に改正前の神戸市区明るい選挙推進協議会設置要綱第4条の規程により委嘱された委員は、平成18年5月31日まで改正後の同条の規定により委嘱されたものとみなす。